

指名通知書

この入札は、かごしま県市町村電子入札システムにより行います。また、設計書等の閲覧は電子閲覧で実施しますので、指宿市のホームページをご覧ください。

1 入札に付する事項

案件番号 第2号

件 名 指宿商業高等学校体育館大規模改造工事 監理業務委託

業務場所 指宿市の指定する場所

業務期間 平成30年11月9日まで

2 概 要 指宿商業高等学校体育館大規模改造工事に係る監理業務委託

3 契約条項及び設計図書等の閲覧

契約条項の閲覧場所は建設部 建設監理課とする。

設計書等の閲覧は電子閲覧とし、指宿市のホームページにて平成30年4月5日の午前9時から平成30年4月16日の午後5時まで掲載する。なお、電子データの貸出は行わないものとする。

4 現場説明の日時及び場所 なし

5 入札方法

かごしま県市町村電子入札システムにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由で電子入札に参加できない者で、市長の承認を得た場合に限り紙入札により入札に参加することができる。

6 電子入札システム故障等の対応

電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札参加への変更ができるものとする。

紙入札の参加申請期限：平成30年4月19日 午後5時まで

(再度入札の場合は平成30年4月20日 午後5時まで)

7 入札書提出受付期間・場所等

(1) 電子入札で参加する場合

期間： 平成 30 年 4 月 18 日 午前 9 時から
平成 30 年 4 月 20 日 午前 9 時まで
入札書提出先： かごしま県市町村電子入札システム

(2) 紙入札で参加する場合

期間： 開札日時 30 分前から 開札日時直前まで
入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内
※入札書の右上に任意のくじ番号（3 衢）を記載してから、封書にして入札箱へ投函すること。

8 開札日時及び場所

日時： 平成 30 年 4 月 20 日 午前 9 時 30 分から
場所： 指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内

9 再度入札及び再々度入札

本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合はこの限りでない。

1 再度入札

(1) 再度入札書の提出受付期間

・電子入札で参加する場合

期間： 平成 30 年 4 月 20 日 午後 2 時から
平成 30 年 4 月 23 日 午前 9 時まで
入札書提出先： かごしま県市町村電子入札システム

・紙入札で参加する場合

日時： 開札日時 30 分前から開札日時直前まで
入札書提出場所： 指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内
(※入札書は封書にして提出すること。)

(2) 開札日時・場所

日時： 平成 30 年 4 月 23 日 午前 9 時 30 分から
場所： 入札書提出場所

2 再々度入札

再々度入札を実施する場合は、当該入札の実施決定後に本件入札参加者に日時等を通

知する。

10 入札保証金　　免除

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 記名押印がない入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (3) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札（紙入札の場合に限る。）
- (6) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によりした入札
- (7) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札（紙入札の場合に限る。）
- (8) 指宿市電子入札実施要綱（平成21年指宿市告示第114号）第7条に規定する禁止行為をした者の入札
- (9) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札
- (10) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

13 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

14 契約保証金　　免除

15 前金払　　無

16 落札者の契約書等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書については、提出を要しないと認められるときはこの限りでない。

なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。

17 代理入札（紙入札の場合）

代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

18 注意事項

- (1) この通知後、指名停止があったときは、入札に参加できない。
- (2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。（地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項）
- (3) 本案件の契約が困難なため入札に参加できないときは、入札書提出締切日時までに辞退届を電子入札システムにより提出すること。
- (4) 辞退等により入札者が 2 者に満たない場合は、入札は行わない。
- (5) 入札結果の公表は、指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。